

「高所作業車運転の業務特別教育」のご案内

作業床の高さが10メートル未満の高所作業車の運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務に就くには、労働安全衛生法第59条第3項(特別教育の実施)、労働安全衛生規則第36条第10号の5(特別教育を必要とする業務)により、特別教育を行わなければならぬと定められております。

つきましては、下記により「高所作業車運転の業務特別教育」を実施しますので、この機会に受講されますようご案内致します。

記

1. 特別教育の日時 受付 午前7時45分～ 開講 午前8時

令和5年9月21日～22日	締切日 9月6日
令和6年3月18日～19日	締切日 3月1日

2. 特別教育の場所

学科及び (一社)中部労働技能教習センター 長野会場
実技講習 長野市松代町東寺尾字觀音前北2681-3 TEL 026-278-9255

3. 受講料等及び受講資格

18歳以上の方であれば、どなたでも受講できます。

受講料 15,400円 教材費 1,700円 (受講料・教本費は税込)

4. 講習科目

学科講習	① 作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	3時間
	② 原動機に関する知識	1時間
	③ 運転に必要な一般的事項に関する知識	1時間
	④ 関係法令	1時間
実技講習	① 装置の操作	3時間

5. 受講受付定員

定員 30名 (定員に達し次第締め切ります。)

6. 受講申込及び受講料納入

受講申込書に下記書類を添え、(一社)中野労働基準協会へお申し込みください。

〒383-0013 中野市大字中野1863-1 TEL 0269-22-2255 FAX 0269-23-0729

申込書は郵送、受講料・教材費は振込みでも受け付けています(振込先:八十二銀行中野支店 普通預金 381906)

- ① 写真1枚(縦3cm×横2.5cm)を申込書に貼付
(◆正面、脱帽、上三分身、背景無地 ◆裏面に写した年月日と氏名を記入)
- ② 受講料・教材費
- ③ 外国籍の方(日本語の理解力が十分な方に限る)は、在留カード、旅券、住民票、特別永住者証明書のいずれかの写しを添付
- ④ 旧姓・通称等を修了証に併記をご希望の方は公的な証明書のコピーを添付して下さい。

7. 当日の持参品

【学 科】 筆記用具 受講票 昼食

【実 技】 作業着 安全靴又は運動靴 軍手 雨具 ヘルメット(ある方は持参)
長めの靴下(ズボンの裾を入れる) フルハーネス型墜落制止用器具(ある方)
印鑑(講習等最終日の修了証交付時に使用、なおサイン可) 昼食

★ 「人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)(旧:建設労働者確保育成助成金)」が受けられます。
■ 助成金の詳細等問合せ先 長野労働局 職業安定部 職業対策課 (TEL 026-226-0866)